

島根県ドクターヘリ運航要領

平成23年3月24日

(最終改正 令和4年10月12日)

事業主体

島根県健康福祉部医療政策課

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

事業実施主体

島根県立中央病院

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

目 次

1	目的	1
2	定義	1
3	消防機関及び病院等の相互協力	1
4	運航範囲	1
5	救急現場への運航	
(1)	要請	1
ア	要請者	
イ	要請判定基準	
ウ	要請の連絡方法	
エ	要請のキャンセル	
(2)	出動	2
ア	出動の判断	
イ	離着陸場所	
ウ	搭乗医療スタッフ	
(3)	患者の搬送	3
ア	搬送受入病院	
イ	搬送受入病院の決定	
ウ	搬送受入病院への連絡	
エ	搬送受入病院管轄消防機関への連絡	
オ	付添い者の搭乗	
カ	搬送の方法	
6	転院搬送の運航	
(1)	要請	4
ア	要請者	
イ	要請判定基準	
ウ	要請の連絡方法	
(2)	出動	4
ア	出動の判断	
イ	離着陸場所	
ウ	搭乗医療スタッフ	
(3)	患者の転院搬送	5
ア	搬送受入病院への連絡	
イ	搬送受入病院の管轄消防機関への連絡	
ウ	付添い者の搭乗	
7	災害時の運用	
(1)	島根県内での災害の場合	5
ア	通常運航の停止	
イ	基地病院の判断による緊急対応	

ウ	災害時の指揮	
エ	災害時の業務	
(2)	他都道府県での災害の場合	6
ア	派遣の決定	
イ	派遣先での指揮	
ウ	派遣時の業務	
8	運航時間等	6
9	気象条件等による飛行の判断	6
10	常備搭載医療機器	6
11	空床の確保	6
12	費用の負担	7
13	基地病院の体制	7
14	地域との連携及び協力体制	7
15	搬送受入病院の体制	7
16	県防災ヘリコプターとの連携	7
17	陸路搬送の選択	7
18	ドクターヘリ運航調整委員会の設置	8
19	ドクターヘリの運航時に生じた問題の対処	8
20	ドクターヘリの運航時に発生した事故等の補償	8
21	インシデント・アクシデント情報の報告	8
22	インシデント・アクシデント情報の収集分析及び管理	8
添付資料		
別紙1	消防機関一覧	10
別紙2	ドクターヘリ要請基準	11
別紙3	搬送受入病院一覧	14
別紙4	ドクターヘリ運航時間表	15
別紙5	ドクターヘリと県防災ヘリコプターの役割分担・連携	17
別紙6	島根県ドクターヘリ運航調整委員会設置要綱	18

(別添) ※以下添付省略

参考資料1 救急医療対策事業実施要綱

参考資料2 消防庁「救急ヘリコプターの出動基準ガイドライン」に基づく症例等一覧

参考資料3 高速道路におけるヘリコプターの離着陸に関する検討について